

公園管理の現状と課題

都市安全部 公園河川課

(1) 公園等の現況と課題

- ①整備状況と課題
- ②管理状況と課題

(2) 新しい管理手法の導入検討状況と課題

- ①大規模公園におけるPark-PFI等の民間事業者との連携
- ②小規模公園におけるアドプト制度等の地域団体との連携

(3) 宝塚市パークマネジメント計画の進捗状況

公園の整備状況（整備量）

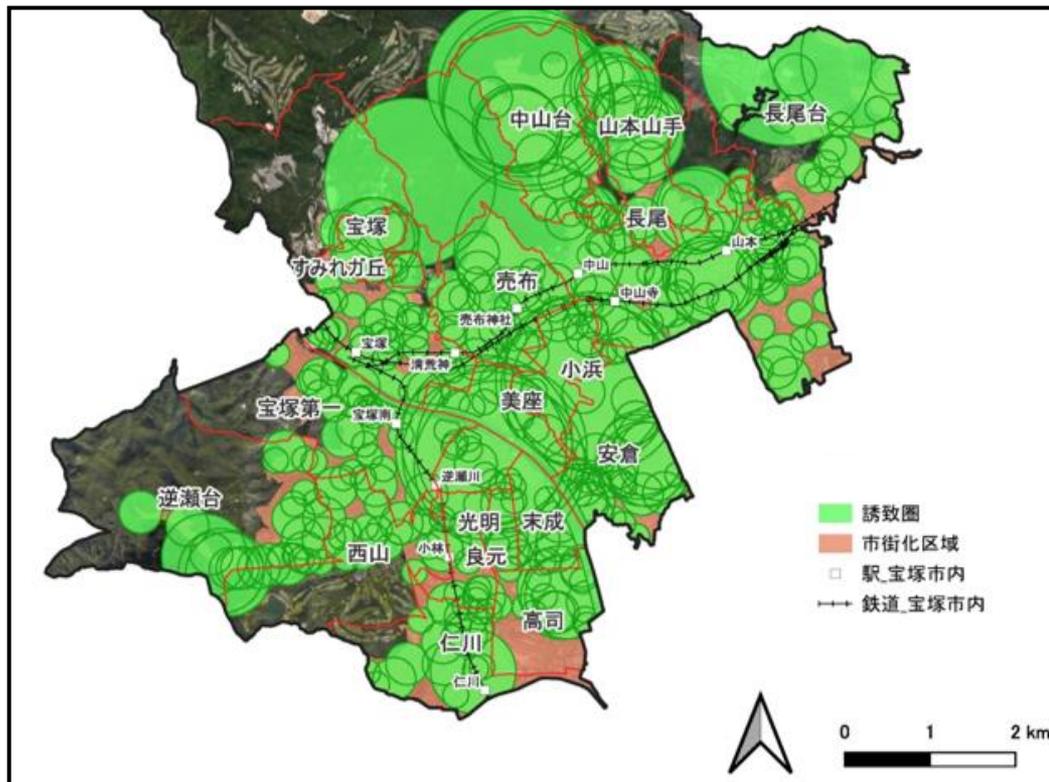
都市公園箇所数	330箇所
都市公園総面積（ha）	130.3ha
一人当たり公園面積(m ²)	5.71m ²

まちづくり協議会ごとの一人当たり公園面積

まちづくり協議会	一人当たり公園面積(m ²)	まちづくり協議会	一人当たり公園面積(m ²)
仁川	1.70	宝塚	1.42
高司	8.24	売布	1.52
良元	0.78	小浜	0.65
光明	1.48	美座	9.92
未成	7.34	安倉	5.13
西山	1.14	長尾	5.88
未広	10.28	中山台	6.04
宝塚第一	1.15	山本山手	9.97
逆瀬台	6.34	長尾台	45.36
すみれガ丘	5.28	西谷	0.16

※令和6年度末時点

公園の整備状況（公園の配置）



都市公園の種別・種類による誘致圏の設定

種別・種類		誘致圏
都市公園	街区公園※	1,000㎡未満 150m 1,000㎡以上 250m
	近隣公園※	500m
	地区公園※	1,000m
	その他種別	各公園等の特徴に応じ150mから1,000mの範囲で個別に設定

※令和6年度末時点

① 整備量の地域間の不均衡

まちづくり協議会ごとの一人当たり公園面積が、条例で定められている人口一人当たり5m²に達していない地域が**9地区**あります。

② 小規模の公園が多い

1,000m²未満の小規模な公園が、市内公園全体の**6割以上**占めています。
アンケート調査で、小規模な公園を利用しないと回答した方が**約7割**。

③ 公園施設の老朽化

公園のおよそ**6割**が供用開始から**30年以上**経過して、公園施設や植栽の老朽化が進んでいます。

④ 地域ニーズに対応できていない

公園はこどもの遊び場として整備されてきたが、社会情勢の変化に伴い、公園ニーズが多様化してきているが、ニーズに対応する整備ができていない状況です。

公園の維持管理状況

地元管理（アドプト制度）	41団体59公園
指定管理	宝塚文化芸術センター庭園
業務委託	その他公園

委託における業務内容

- ・ 除 草 . . . 年 3 回
- ・ 清 掃 . . . 1 か月に 1 回もしくは、2 か月に 1 回
- ・ 低木剪定 . . . 年 2 回程度
- ・ 防 除 . . . 適宜

※令和 6 年度末時点

① 市民協働の持続可能性

公園アドプト団体の**会員の高齢化や担い手確保等**の問題が深刻化しており、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。

こうした市民協働の取組について、参加意欲を持つ市民は限られているため、より多くの多様な主体による協働の取組への参加意欲促進が課題となっています。

※アドプト団体へ毎年アンケート調査を行っており、会員の平均年齢が65歳以上の団体の割合が97%となっています。（令和6年度末調査結果）

② 維持管理コストの増加

開発行為に伴う提供公園の増加や、人件費の高騰、施設の老朽化に伴い、**維持管理にかかるコストは増加傾向**にあります。

一方で、少子高齢化に伴う税収の減少が予想され、それに伴い公園の維持管理に必要な予算の確保が困難となることが見込まれます。

(1) 公園等の現況と課題

- ①整備状況と課題
- ②管理状況と課題

(2) 新しい管理手法の導入検討状況と課題

- ①大規模公園におけるPark-PFI等の民間事業者との連携
- ②小規模公園におけるアドプト制度等の地域団体との連携

(3) 宝塚市パークマネジメント計画の進捗状況

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

自転車駐車場

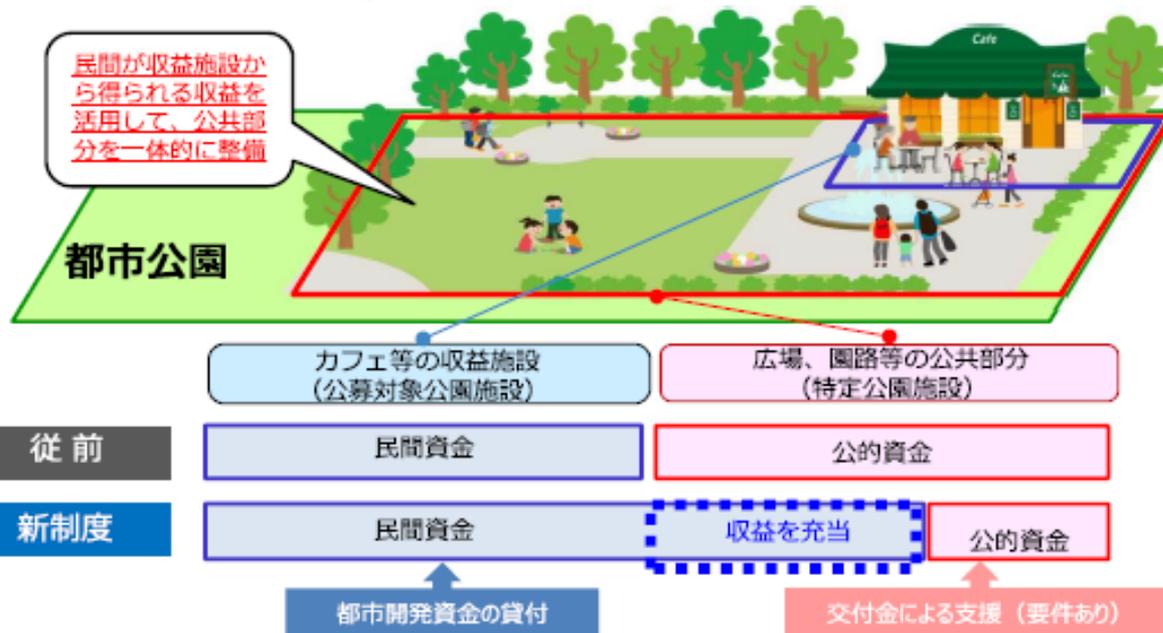


看板、広告塔



公募設置管理制度(Park-PFI)について

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



都市公園法の特例

① 設置管理許可期間

最長10年を20年まで延長可能に

② 建ぺい率

公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に（通常2%を参酌）

③ 占用物件

自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

Park-PFIの活用によって促される効果

- 公園管理者側** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者側** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者側** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

宝塚市役所周辺（シビックゾーン）の魅力向上に向けたサウンディング調査

■ 調査の目的

サウンディング調査は、民間事業者との対話を通じた意見交換を行うことで、シビックゾーンの魅力向上及び市の課題解決に向けた様々なアイデアや意見等をお聞きし、官民連携の可能性の確認や今後の事業者公募に向けた条件整理のために実施する。

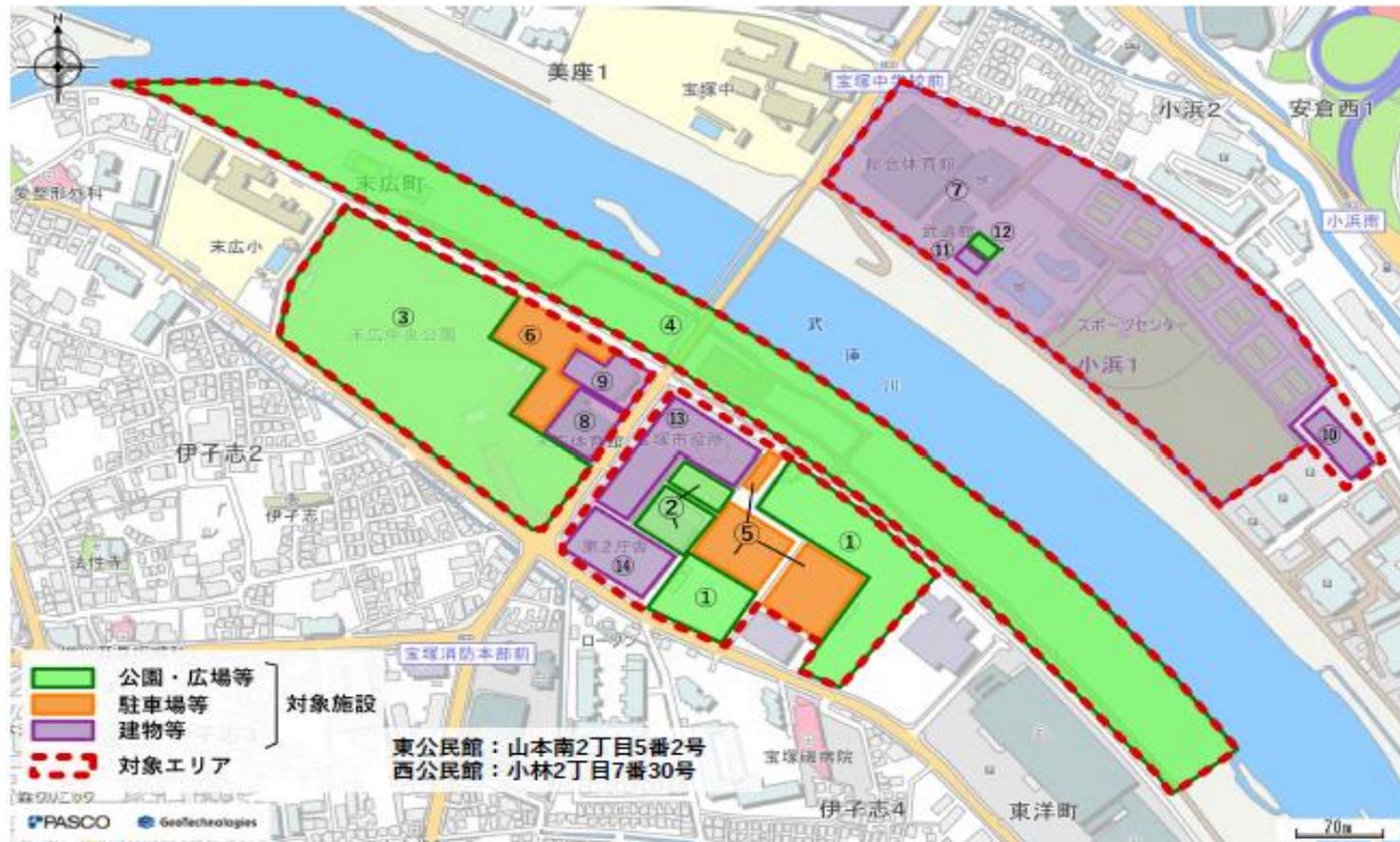
■ シビックゾーンの課題

- ・ 個々の施設が各々でサービスを提供しており、相乗効果が限定的である。

■ 公共施設マネジメントの課題

- ・ 施設の老朽化が進んでおり、維持するためのヒト・カネが不足している
- ・ 人口減少に伴い職員数も少なくなり、一方で市民ニーズは多様化、複雑化しており、これまでのやり方では今の市民サービスを維持、提供していくことが困難になる

シビックゾーン検討対象施設



記号	施設名	記号	施設名
①	市役所前ひろば	⑧	末広体育館
②	中庭ひろば、市役所ロータリー	⑨	中央公民館（東公民館、西公民館含む）
③	末広中央公園	⑩	教育総合センター
④	武庫川河川敷緑地	⑪	教育総合センター分室1
⑤	市役所内駐車場、市役所公用車駐車場市役所駐輪場	⑫	教育総合センター分室1グラウンド
⑥	末広中央公園駐車場	⑬	市役所本庁舎
⑦	市立スポーツセンター	⑭	市役所第2庁舎

※東公民館、西公民館はシビックゾーンの対象エリア外ですが、中央公民館と一体的な管理となるため対象施設に含めている。
※橋と道路は対象エリアには含まない

サウンディング調査実施スケジュール

日程	内容
令和7年3月21日(金)	実施要領の公表 終了
令和7年4月25日(金)	事前説明会の参加申込み期限 終了
令和7年5月12日(月)	事前説明会の開催 終了
令和7年6月20日(金) ～6月27日(金)	エントリーシート・提案書提出期間 終了
令和7年7月14日(月) ～7月31日(木)	サウンディング（個別対話）の実施 実施中
令和7年8月下旬ごろ	サウンディング結果概要の公表（予定）

サウンディング調査の詳細については、市役所ホームページID：1059206で検索いただくか、右のQRコードからアクセスください。



■ 都市公園の環境保全に関する協定（公園アドプト制度）

市と地域の相互の協力により、公園の良好な環境形成を図り、公園が地区住民の健康と憩いの場、コミュニティ形成の場となることを目的に始まった制度。

地域は公園の維持管理を行い、市は地域へ報奨金を交付している。

【公園アドプト団体による管理状況】

	公園アドプト団体		
	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)
2014年度			27
2015年度	1	1	27
2016年度	2		29
2017年度	6		35
2018年度	1	1	35
2019年度	4		39
2020年度	5	1	43
2021年度		2	41
2022年度	1	1	41
2023年度	1		42
2024年度	2	3	41

↑
近年減少傾向
になっている
↓

■ 地域緑化モデル地区指定団体（緑化団体）

地域住民の積極的な緑化を奨励するとともに、広く市民に花と緑の豊かな生活環境づくりを呼び掛けることを目的に始まった制度。

登録団体は、花壇の維持管理を、市は緑化資材の提供など活動の支援を行っている。

【緑化団体の登録状況】

	緑化団体		
	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)
2014年度	2	1	110
2015年度	6	6	110
2016年度	5		115
2017年度	5	4	116
2018年度		3	113
2019年度		1	112
2020年度	2	1	113
2021年度	4	2	115
2022年度	4	3	116
2023年度	4	1	119
2024年度	4	3	120

(1) 公園等の現況と課題

- ①整備状況と課題
- ②管理状況と課題

(2) 新しい管理手法の導入検討状況と課題

- ①大規模公園におけるPark-PFI等の民間事業者との連携
- ②小規模公園におけるアドプト制度等の地域団体との連携

(3) 宝塚市パークマネジメント計画の進捗状況

■ 令和7年6月末までの進捗状況

令和7年6月末までに、宝塚市パークマネジメント計画等審議会を5回、同審議会の知識経験者4名で構成されるパークマネジメント計画等部会を4回開催し、**計画素案の作成が概ね完了**している。

■ 今後の予定

- 令和7年9月18日（木） 第6回パークマネジメント計画等審議会
 - ・パークマネジメント計画（案）及び同概要版（案）の審議
- 令和7年11月（予定）
 - ・市議会への説明
- 令和8年1月（予定）
 - ・パブリック・コメントの実施
- 令和8年3月31日（予定）
 - ・宝塚市パークマネジメント計画策定完了

■ 公園区計画の策定状況

パークマネジメント計画に基づき、小学校区を単位として、公園の積極的な利活用や維持管理に必要な体制づくり、仕組みづくりを定める地域ごとの公園区計画を作成する。

令和7年度は、宝塚、長尾、中山台のまちづくり協議会で作成予定である。

■ 今後の予定

【令和7年度】

- 令和7年7月下旬から8月
 - ・ワークショップの準備会開催
- 令和7年9月～3月（予定）
 - ・ワークショップ開催
- 令和8年3月31日（予定）
 - ・公園区計画作成完了

【令和8年度以降】

1年あたり5から6地区の公園区計画を作成し、令和10年度に全ての公園区計画の作成を目指す。

ご清聴ありがとうございました

宝塚市 公園河川課